

サザックの強奪

「既判力」以前の世界

北野かほる*

目次
序
事例
事
事
考
結
察

序

ひとつの法的事態について、確定判決に至る裁判は一回限りというルールは、近代裁判制度の根本原理である。日本の現行法制でも、刑事の一事不再理が憲法事項になっている。民事確定判決の内容を争いえず、確定判決には法的事態確定力があることは民事訴訟法の基本原則である¹⁾。

英米法は、厳密には一事不再理と同一の原理のみを「二重の危険〔の禁止〕double jeopardy」と呼ぶが、同じ発想は、より緩やかなかたちで民事の二重の提訴の禁止にも及ぶようである。こうした事態を不適切とする議論は中世から認められるが、近代法上の原則とのかかわりは解明されていない²⁾。本論考は、中世後期イングランドで実際に生じた同一事件をめぐる3件の裁判記録を手がかりに、既判力あるいはその不在の歴史の一端の解明を試みるものである。

* きたの・かほる 駒澤大学法学部教授

中世後期イングランドで、実質的に同一ないし単一の事態について、当事者を変え、法的構成を替え、さらには裁判所を違えて、複数回の裁判が可能だったことは、教科書的な知識からも、また管見の裁判記録からも、ほぼまちがいない³⁾。際限がないに近い紛争の蒸し返しと、裁判やその他の紛争解決類型の援用による利害関心貫徹の試みが可能だった社会で、ひとびとは、なにを求めて訴えを提起し、また提起された訴えに応じたのか。その過程で当事者は、事態を法的に確定させうる指標をどのように獲得したか。その確定力はなにに支えられていたか。以下は、扱いようでは限界がないまでに壮大な主題につながりそうなこの問いをめぐる、ささやかな考察である。

事 例

1. 裁判記録

はじめに3件の裁判記録を挙げる。これらの記録に現代人が抱くであろう違和感が、本論考の考察の基盤となる。

裁判記録 1 王座裁判所裁判記録集第604巻民事編第27葉表面（ヘンリー4世治世第13年イースター開廷期：1412年春）⁴⁾

ロンドン § 靴屋サザックのジョン・ロジャー、魚屋ジョン・ダブル、肉屋リチャード・ポルトン、仕立屋サザックのトマス・ラジング、宿屋サザックのトマス・スペンサーおよび仕立屋サザックのジョン・チェンパレンが、ウォルタ・ベリックの提訴に応訴すべしとの出廷命令の伝達を受けた。ベリックの提訴は、被告はなぜに、ロンドンで共同謀議のうえ、悪意の誣告により、上記ウォルタがつぎの廉で正式起訴されるようはかったのか、というものである。ウォルタの嫌疑は以下のとおり。すなわち、同人が、現王陛下治世第11年の使徒聖マタイの祝日の直前の土曜日〔1410年9月20日〕に、サザックで、ジョン・ロジャーの住居に侵入し、種々の動産

すなわち銀の杯ふたつ28シリング相当, しろめのやかん4つ5シリング相当, ろうそく1本20ペンス相当, 壁掛け布1枚5シリング相当および銀製飾金具つきベルト1本13シリング4ペンス相当を, 重罪にあたるかたちで強奪した。〔この正式起訴のゆえに,〕同ウォルタは逮捕されて王座裁判所付属監獄に収監され, 法と慣習法にしたがい王座裁判所で無罪放免になるまで収監されつづけた。このためウォルタは甚大な害を被った。これは, この種の事態について定めた議会制定法のさだめに反することである。

〔A〕

〔両当事者が出廷したため審理が始まった。そこで〕本人出廷した原告は, 提訴についての法廷の尋問に対し〔口頭で〕つぎのように述べた〔原告第一訴答〕。上記のジョン, ジョン, リチャード, トマス, トマスおよびジョン(6名の被告)は, 彼らのあいだで共同謀議し, ロンドンのフェアリンドン区のセント・マイケル・アット・コーニユ〔ケルンの聖ミカエル〕教区で, 王ヘンリー4世治世第12年の聖三位一体の祝日の直後の月曜日〔1411年7月8日〕に, 上記ウォルタがつぎの廉で正式起訴されるようはかった。すなわち, 現王〔ヘンリー4世〕治世第11年の使徒聖マタイの祝日の直前の土曜日〔1410年9月20日〕に, サザックで, ジョン・ロジャーの住居に侵入し, 種々の動産すなわち銀の杯ふたつ26シリング相当(ママ), しろめのやかん4つ5シリング相当, ろうそく1本20ペンス相当, 壁掛け布1枚5シリング相当および銀製飾金具つきベルト1本13シリング4ペンス相当を, 重罪にあたるかたちで強奪した。〔この正式起訴のゆえに,〕〔共同謀議による正式起訴の〕直後の10月4日〔1411年10月4日〕に, 同ウォルタは逮捕され, 王座裁判所付属監獄に収監されて, 法と慣習法にしたがい王座裁判所で無罪放免になるまで, すなわち直後のミクルマス開廷期の第8日〔1411年10月16日〕の判決まで, そこに収監されつづけた。これは勅令の文言に反し云々の被告の悪意の誣告によるものである。〔この陳述に続けて,〕原告は, 打撃を受けて50ポンド相当の損害を蒙ったと述べ, かくして, 〔被害者であるみずからのためおよび平和侵害を被った

王の）ために提訴した。〔B〕

上記のジョン……〔6名の被告〕は本人出廷し、共同謀議等々について全面否認した。さらに、上記ジョン・ダブル、リチャード〔・ボルトン〕、トマス〔・ラジング〕、トマス〔・スペンサー〕およびジョン・チェンバレンは無罪を主張して、陪審審理を望むとの被告第一訴答をした。上記〔原告〕ウォルタも同じく陪審審理の原告第二訴答をし〔これら5名の被告と争点に達し〕た。上記〔被告〕ジョン・ロジャーは、上記〔原告〕ウォルタは提訴を訴訟維持できない、というのは、ウォルタが上記共同謀議があったと主張する日の後、すなわち、現王陛下治世第12年の聖マタイの祝日の直後の水曜日〔1411年9月23日〕に、上記ウォルタと上記ジョン・ロジャーは、同日以前に両者間に存在したすべての争いと対立について、双方選出の仲裁人薬味商ジョン・ウェルがいかなる仲裁判断を示すともこれに服する旨サザックで仲裁合意したからである。さらにつぎのように述べた。上記ジョン・ウェルは、これについて十分優れた助言を得て仲裁判断を出した。その内容はつぎのとおりである。すなわち、上記ウォルタは、上記ジョン・ロジャーに対して、再三、上記ジョンが上記ウォルタに加えた不法侵害と犯罪にまさる不法侵害と犯罪をはたらいた。したがって、ウォルタはジョンに、上記動産を引き渡すべきである。同様に、ウォルタはジョンに、3ポンドを支払わなければならない。すなわち、一週間以内に20ペンスを支払い、以後毎週20ペンスずつ、計3ポンドが完済されるまで支払うべし。被告はこれを十分に証明することができる。かくして、被告は、上記ウォルタがこの件につき自分に対する彼の訴訟を維持しうるかどうかの判決を求める。〔これがジョン・ロジャーの被告第一訴答である。〕これに対して上記ウォルタはつぎのように述べた。上記ウォルタと上記ジョン・ロジャーのあいだには、ジョンが上述で主張したような仲裁はなんら存在しなかった。これについて陪審審理を求める。〔これが原告第二訴答である。〕上記〔被告〕ジョンも同様に陪審審理を求める被告第二訴答をし〔、被告ジョンについても争点決定し〕た。〔C〕

このため、ロンドンのシェリフたちに、〔次回〕トリニティ開廷期の第8日までに、王がどこにしようとも王の面前に〔すなわち王座裁判所の法廷に〕、市民であれ市民でないものであれ、ロンドンのファリンドン区のケルンの聖ミカエル教区の近隣住人たちで、上記ウォルタとも、上記ジョン・ダブル、リチャード・ボルトン、トマス・ラジング、トマス〔・スペンサー〕およびジョン・チェンバレンとも、なんらかの親しい関係になく、〔上記の争点について〕宣誓のうえ審問に答える者たち24名〔つまり陪審員候補者たち〕を出廷させるよう命じられた。同じ期日が両当事者に提示され〔出廷が命じられ〕た。さらに、サリ州のシェリフに、上記期日に王の面前に、騎士であれそうでない者であれ、上記サザックの近隣住人で、上記ウォルタとも、上記ジョン・ロジャーともなんらかの親しい関係になく、〔上記の争点について〕宣誓のうえ審問に答える者たちを24名出廷させるよう命じられた。なぜならどちらにも〔親しい関係になければ、原告にも被告にも不当に有利もしくは不利な評決を出さないからである〕。同じ期日が両当事者に提示され〔出廷が命じられ〕た。〔D〕

この時点で、ジョン・ロジャー、ジョン・ダブル、ジョン・ソラスおよびウィリアム・スタガードが出廷して、上記リチャード・ボルトンが上記期日に出席するよう、以降も引き続き指定期日に出席するよう、身元保証の手续をとった。また、この時点で、上記ジョン・ロジャー、ジョン・ダブル、トマス・ラジング、トマス・スペンサーおよびジョン・チェンバレンが、上記ウォルタ〔・ベリック〕に対するみずからの主張について、ジョン・ソラスないし〔原文人名空白〕に身を委ねた。〔かくして身元保証手續がとられたため、被告は次回開廷期まで仮出獄措置となった。〕

かくして、上記ウォルタと上記ジョン・ロジャーのあいだの訴訟について、上記サリ州の陪審の召喚と当事者出席期日指定手續が、直後のトリニティ開廷期洗礼者聖ヨハネの祝日の第8日〔1412年7月1日〕までのあいだ、陪審出席懈怠のため反復された。同日ウェストミンスターの王の面前〔王座裁判所法廷〕に上記〔原告〕ウォルタと上記〔被告〕ジョン・ロ

ジャーが本人出廷し、上記両当事者が忌避手続を経て合意した陪審も同じく出廷した。同陪審は宣誓のうえ、上記ウォルタと上記ジョン・ロジャーのあいだには、上記ウォルタが訴答したとおり、そのような仲裁はなかったと証言し〔これが原告勝訴の評決となつた〕。そのうえで陪審は上記ウォルタが上記の共同謀議と不法行為によって被った損害を10シリングと査定した。すなわち、共同謀議と不法行為につき3シリング4ペンス、彼がこの訴訟のためにかけた訴訟費用として6シリング8ペンスである。この評決にもとづき、上記〔原告〕ウォルタは、法廷が彼のために損害賠償を命じる判決を下すよう求めた。これにより、上記〔原告〕ウォルタに、〔次回〕ミクルマス開廷期の第8日に判決を聞くために出廷するよう期日指定が申し渡された云々。

裁判記録 2 王座裁判所裁判記録集第607巻民事編第28葉表面（ヘンリー4世治世第14年ヒラリ開廷期：1413年初の冬）⁵⁾

ミドルセックス §〔A〕ただし下線部が「ウェストミンスター」に置き換わっている。〔B〕ただし下線部が「ウェストミンスターのまちで」に置き換わっている。〔C〕。〔D〕ただし下線部が「ミドルセックスのシェリフに、聖母マリアお浄めの祝日の第8日までに」に変わっている。

期日前に、上記の紛争は先王ヘンリー4世の逝去により期日指定なしの措置に付された。この措置の後すなわち王ヘンリー5世の治世第1年の5月12日に、上記ウォルタ・ベリックがウェストミンスターの王の面前に〔すなわち王座裁判所に〕本人出廷し、サリ州のシェリフ宛の令状が執行されるよう求めた。これにより、サリ州のシェリフ宛、地元住人云々からなる陪審を、同人と上記ジョン・ロジャーのあいだの上記の事項について審理すべく出廷させるよう命じられた。そのため、同シェリフに、主の昇天の祝日の翌日に、上記事項について宣誓のうえ審問に答えるべく、王がどこにいようとともその面前に〔すなわち王座裁判所に〕騎士であれ云々のサザックの近隣住人で……24名の者を出廷させるよう命じられた。同じ期

日が上記ウォルタに指定された。

裁判記録3 王座裁判所裁判記録集第611巻民事編第39葉表面(ヘンリー5世治世第1年ヒラリ開廷期:1414年初の冬)⁶⁾

ミドルセックス §〔A〕裁判記録2と同じ。〔B〕。〔C〕。〔D〕ただし下線部が「ミドルセックスのシェリフに、〔つぎの〕イースターから15日以内に」に変わっている。

指定された期日に、レスターの王の面前に〔すなわちレスターで開廷した王座裁判所に〕上記ウォルタ・ベリックが本人出廷し、上記ジョン……(6名の被告)が代訴人ジョン・ソラにより代訴人出廷した。上記のミドルセックスのシェリフは、ウェストミンスター修道院長の所領のベイリフ、ニコラス・ウォルポールに王の令状の執行を指示したが、いまだ回答を得ていないと復命した。それゆえ、上記ミドルセックスのシェリフ宛、上記特権領を理由として執行を控えることがないよう、かくして、聖三位一体の祝日から15日以内に、どこにしようとも云々〔王座裁判所に〕宣誓のうえ審問に答えるべく云々、騎士であれ云々のウェストミンスターのまちの近隣住民24名を出廷させるよう命じられた。また上記サリ州のシェリフ宛、上記期日に宣誓のうえ審問に答えるべく云々サザックの近隣住人24名云々を出廷させるべく命じられた。同じ出廷期日が両当事者に指定された。指定期日に、シュルーズベリーの王の面前に〔シュルーズベリーで開廷した王座裁判所に〕上記ウォルタと上記ジョン・ロジャーがいずれも代訴人出廷した。上記サリ州のシェリフは令状を執行懈怠した。それゆえ、前回同様、サリ州のシェリフ宛、宣誓のうえ審問に答えるべく、ミクルマスから一月以内にどこにしようとも王の面前に云々〔王座裁判所に〕……24名の者を出廷させるよう命じられた。同じ出廷期日が両当事者に指定された。

2. 解 説

上掲3件の裁判記録から、訴状のみならず被告出廷以後の訴答内容が逐

語的に同一であることがわかる。3件の裁判記録が異なっているのは、見出しにある審理開始の開廷期と、争点合意以降の手續の記載の部分だけである。審理過程記録を最後まで読んでやると、3件の記録が重複記載ではなく、別の裁判として処理されたことがあきらかになる。さらに、第二第三の審理開始以前に、第一の提訴による裁判がすでに審理・陪審出廷・評決に至っていたことも判明する。ただし、判決言渡の記事はなく、評決において勝訴が決まった原告の求めに対し改めて判決言渡期日が指定されたところで記録が終わっている。判決言渡がなされなかったのか、単なる記載漏れなのかまではわからない。

判決言渡がなかったからこの裁判は終結していないと捉えることもできるが、裁判記録集上、結審して評決が出た状態で記録の記載が途絶することがきわめて異例の事態であるとまではいえない。当時の社会の一般的感覚に照らして、両当事者および周辺のひとびとが、この件が終わっていないとの認識を共有したかは疑問である。

ただし、陪審出廷があったのは、6名の被告のうち1名についてだけで、これと共謀たとされる5名については陪審出廷がなく、したがって評決も出ていない。この5名について、仮にこれ以降陪審出廷があれば、陪審審理が継続したはずだが、裁判記録には一切記載がない。1名の被告についての評決を受けて原告が判決言渡を希望したという、他の裁判記録に照らしてやや異例の記事を、原告がこの1名についての有責評決で満足し、他の5名の被告については訴訟を継続する意思がないことを表明したものと理解することも、まったく不可能ではないだろう。

にもかかわらずさらに、同様の訴えと、これとまったく同一の訴答が2度反復されている。当時の司法実務上、裁判記録の作成は、提訴による被告召喚に応じて被告ないし被告人が出廷して審理が始まったことを意味する⁷⁾。提訴ごとまた出廷被告ないし被告人ごとに記録が作成されるのが原則だから、上掲の3件の裁判記録が、原告が訴状を3回裁判所に提出して受理され、しかもすべての提訴に応じて同じ被告が出廷してきたことを示

しているのはまちがいない。

15世紀初期の王座裁判所の裁判記録集だけでなく、人民訴訟裁判所の裁判記録集を読んでも、この事態はかなり例外的だといえる。すくなくとも筆者は、この事例以外に、被告もしくは被告人出廷による審理開始以後の再度の同一訴状提出ないし正式起訴に、改めて被告ないし被告人が出廷してきて別に審理が始まった記録はみたことがない。この事態は、当時の司法システムに照らして、数は少ないながらも起きてても不思議ではないことだったのか。それとも、なんらかの理由で、理論上は起こりえないことが生じたのか。それを考察する前に、両当事者間の状況について、わかるかぎりのことを検討する。

3. 事 案

記載に微細な違いはあるにせよ、3つの裁判記録の事件事実が実質的に同一であることはまちがいないだろう。共同謀議がどこで行われたにせよ、つぎの概要が、3件の民事侵害裁判で原告ウォルタ・ベリックが申し立てた事件事実である。ジョン・ロジャーが、共謀のうえ、軽罪住居侵入強奪 訴状でも訴答でも重罪「強盗」の語は用いられていない について、起訴陪審に刑事侵害の訴状を提出し、これが真正とされて、被告人ウォルタ・ベリックが逮捕収監された。しかしこれはロジャーの誣告つまり虚偽の告訴だった。

王座裁判所裁判記録集刑事編に、この正式起訴による刑事裁判の記録がある。王座裁判所記録集第602巻刑事編第4葉表面(ヘンリー4世治世第13年ミクマス開廷期：1411年秋)⁸⁾によれば、正式起訴は、ヘンリー4世治世第12年の聖スウィシニウス遷化の祝日の直前の火曜日〔1411年7月14日〕に、キングストーン〔オン・テムズ〕で開廷したサリ州の治安判事法廷に提起された。同法廷の主催は、治安判事ジョン・カルパーとジョン・ウェストン、被告人はウォルタ・ベリックとウォルタ・アット・ウェルだった。容疑は上記民事裁判記録に言及されているとおりである。この正

式起訴はただちに王座裁判所に移送されたらしく、王座裁判所の手続として、サリ州のシェリフにベリックの身柄拘束が命じられた。刑事裁判記録からは、これ以降王座裁判所で審理が始まるまでの手続の詳細はあきらかにならない。いずれにせよ、ミクルマス開廷期の王座裁判所に被告人ベリックが出廷してきた。王座裁判所における刑事裁判の通常の手続として、被告人は出廷に先立ち王座裁判所付属監獄に収監されていたはずで、これは上掲3件の民事訴訟の原告ベリックの申立に合致する。

王座裁判所刑事裁判記録は例外なく移送の理由を示さない。筆者は、おそらくほとんどの移送が、王ないし法廷の自発的な指示ではなく、告発人または被告人の求めによるものだったと考えている。遠隔地からウェストミンスターへの移管は陪審の出廷の手間が格段に大きくなることを意味するから、陪審評決を望まないか、すくなくとも遅滞させる目的で申請されたと推測できる例が少なくない。陪審が出廷しにくいようにして、陪審出廷懈怠が反復されているあいだに告発人と被告人が談合し、なんらかの合意に達する時間をかせぐことが、移送の目的のひとつだったと考えられる。この合意の後に、陪審が出廷するか、巡回陪審裁判で評決のみ聴取されるように手配したのだろう。

上記の刑事裁判の場合、移送は、告発人口ジャーの求めによるものだったと推測される。サリ州はテムズの南、サザックはロンドンの対岸の、ロンドン橋を渡ってすぐの地区である。中世のサザックは複数のマナーが隣接していた地帯で、その範囲は、財務・行政・司法などの文脈により少しずつ異なっていた。征服直後は、司法行政上サザックがどのハンドレッドに属するのか明確でなかった。地理的にはブリクストン・ハンドレッドにあるのだが、ドゥームズデイ・ブックでは、サザックの王領地の請負金は、キングストンの王領地とともにキングストンで納入されるものとなっている⁹⁾。中世の最初期にサザックの王のマナーがキングストン・ハンドレッドに属したとする理解を、完全な誤りとすることはできない。しかしこの理解が340年後にも妥当するとは考えがたい。それまでのあいだに、

サザックは村というよりもバラであると考えられるようになっていた。バラの範囲はかならずしも常に明確ではなかったが、橋のたもとの王のマナーがバラに含まれなかったことはない¹⁰⁾。15世紀初頭にサザックがキングストン・ハンドレッドに属すると理解するのは、相当な牽強附会だったはずである。ロジャーが、サザックの住人かも不明なベリックをキングストンの治安判事法廷に告発して、正式起訴を得てから裁判を王座裁判所に移送させたことは、この事件を考えるうえで、かなり重要な意味を持つ。

この正式起訴は1413年の付加条項法¹¹⁾制定以前のもので、被告人については氏名のみで社会的属性が記載されていない。しかし別の裁判記録から、両名ともロンドンにも居所があったと推測できる。当時の司法行政上のサザックはロンドン橋のたもとの地区だから、告発人がサザック在住、被告人がロンドン在住なら、サザックの治安判事裁判所に告発するか、あるいはシェリフ裁判所なり市長裁判所なりのロンドンの裁判所に民事不法行為の訴えを提起する途が考えられる。地元サザックで開廷される裁判所に出るか、橋を渡ってロンドンまで行けばできることを、わざわざテムズを遡ってキングストンに赴いたロジャーの行動は、裁判籍と裁判管轄の自然な理解に従ったものとはいいがたい。ベリックが損害の中核に位置づけているとおり、ロジャーの目的は、ロンドン市でもサザックでもない、サリ州の別のところで刑事裁判を始めさせようとして、ベリックを王座裁判所付属監獄に収監させることにあった。当時王座裁判所は、すくなくともウェストミンスターで開廷しているあいだは、サザックの施設を付属監獄に使っていた¹²⁾。ロジャーは、意図的な操作で、迂回路を経てベリックを営業の地元の牢獄に収容させたことになる。

刑事裁判記録によれば、被告人はミクルマス期にウェストミンスターで開廷した王座裁判所に付属監獄から出廷し、審理が始まった。被告人は無罪を主張して陪審審理を求め、身元保証による仮出獄措置で一旦保釈されている。シェリフは最初の陪審召喚令状を執行できなかったが、同開廷期内の再度の召喚令状に応じて陪審員名簿を復命し、同開廷期のうちに陪審

が出廷して無罪訴答して、被告人兩名に無罪放免の判決が言い渡された。刑事裁判記録には判決の日付がないが、身元保証による仮出獄措置は法廷の好意による便宜にとどまるから、理論上は無罪判決の日付が被告人が王座裁判所付属監獄から出獄した日付になる。これが、民事裁判で原告が主張した出獄の日付だろう。

上掲の3件の民事裁判の原告ベリックの提訴は、ロジャーの告発が共謀による誣告だから無罪の評決は当然として、この誣告を不法行為に構成し、謀られた正式起訴ゆえの座裁判所付属監獄収監について損害賠償を求めるものだった。刑事裁判には起訴陪審への訴状提出までの経緯はかかわりがないため、刑事裁判記録からは、訴状提出が共同謀議によるものかはわからない。共同謀議は、民事裁判の原告ベリックが訴状ではじめて主張したものである。

4. その他の裁判記録

一般論として、陪審が無罪評決した刑事裁判はすべて誣告によるとの推測は、きわめて困難である。理論上起訴陪審が誣告のフィルターになるわけで、起訴陪審が無罪判決の責任を問われることはありえない。王座裁判所の刑事裁判で評決に至ったものはほとんど例外なく無罪に終わっているが、筆者は、これについて誣告の損害賠償請求という民事侵害訴訟が提起された裁判記録を他に見たことがない。ここから、この事案をめぐる誣告の侵害訴訟が提起され、しかも数次にわたって提訴がなされたことには固有の理由があったと推測される。筆者はこれまでに、上記刑事裁判のほか、両当事者にかかわる3件の別の記録を確認している。

最も早いものが、王座裁判所記録集第598巻民事編第111葉表面〔ヘンリー4世治世第12年ミクマス：1410年秋〕¹³⁾のサリ州の見出しの提訴の記事である。ロジャーがベリックを不法侵害で訴え、サリ州のシェリフにベリックの召喚が命じられたが、シェリフは該当者を発見できないと復命した。ロジャーの示唆によりロンドンのシェリフに逃亡者逮捕令状が発令

され、ヒラリ期の召喚が指示された。これは訴状受理とそれに伴う被告召喚手続の記録で、被告はまだ出廷していないから、審理の記録の作成は始まっていない。召喚を受けてヒラリ開廷期に被告が出廷して審理が始まり、改めて別に記録が作成された。

王座裁判所裁判記録集第599巻民事編第28葉裏面〔ヘンリー4世治世第12年ヒラリ開廷期：1411年初の冬〕¹⁴⁾の審理判決記録によれば、原告ロジャーは、サザックでの100シリング相当の物品の奪取を民事不法侵害として、ベリックを被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。被告出廷以降の審理過程記録によれば、本人出廷した原告は、原告第一訴答でつぎの訴えを述べた。被告ベリックが、ヘンリー4世治世第11年の聖母マリア生誕の祝日の直後の木曜日〔1410年9月11日〕に、サザックで、総額100シリングにおよぶ原告ロジャーの動産、すなわち羊毛製の布、麻布、銀の杯6つ、合金製の水差し、丸型容器、ドアノブ、錠前などを奪取して持ち去ったほか、王陛下の平和を侵害するような他の迷惑行為を行った。原告はこのため40ポンド相当の被害を受けた。これに対する本人出廷の被告第一訴答はつぎとおりである。平和侵害にあたる暴力的なかたちで原告居宅に赴いたことはない。原告はそもそもこの提訴を訴訟維持できないはずで、それは、原告と被告のあいだに、1410年10月8日にロンドンで八百屋ウォルタ・アット・ウェルが仲介人となって結ばれた以下の和解があるためである。和解当日に、ロジャーがベリックに、12マーク相当の赤ワイン3パイプ・5マーク相当の白ワイン半カスク・13シリング4ペンス相当の酢1パイプ・12ペンス相当の水1カスク・16ペンス相当の水2パイプを交付する。この交付後ベリックがロジャーに5マーク〔6シリング8ペンス〕を支払い、これにつづくクリスマス・イースター・聖ヨハネ生誕の祝日・ミクルマスにも各6シリング8ペンス、総計40シリングを支払う。和解当日ロジャーがベリックにワイン1瓶を交付し、ベリックはロジャーに6シリング8ペンスを支払ったが、それ以上の履行はない(物品の交付がないので以降の分割払いはいしていない)。

ロジャーは原告第二訴答で和解を否認し、和解の有無で両当事者が争点合意した。ロンドンのシェリフに陪審召喚令状が発令され、ベリックは出廷の身元保証に付された。直近の救世主昇天の祝日〔1411年5月3日〕以前という条件でロンドン市に巡回陪審裁判が発令されて、評決が聴取された。トリニティ開廷期の復命書は、陪審が和解の存在を認定したと報告した。ロジャーは虚偽の提訴による憐憫罰に処され、ベリックは次回期日指定なしの判決を得た。

この件とかかわりがあるらしい提訴の記録が人民訴訟裁判所裁判記録集に残っている。人民訴訟裁判記録集第600巻第195葉表面〔ヘンリー4世治世第11年ヒラリ開廷期：1411年初の冬〕¹⁵⁾のサリ州の見出しの提訴の記録である。ジョン・ロジャーが代訴人出廷して、飲み屋の主人ウォルタ・ベリックを相手取って、ベリックはロジャーに4ポンド6シリング8ペンスの負債があり、これを支払わずにこの金を不当に留置していると訴えた。ベリックが出廷していないためサリ州のシェリフに召喚手続が命じられた。シェリフはベリックが出廷保証のため差し押さえるべき財産をなにも持っていないと復命した。このため同シェリフに、ベリックの身柄を確保して次回イースター開廷期の15日以内に出廷させるよう命じられた。記録はこれだけで、次回以降の開廷期の裁判記録集に、被告ベリックの出廷記録はおろか、原告ロジャーがひきつづき同じ訴えを確認するため出廷したとか、シェリフが身柄確保令状についてなんらかの復命をしたとかの記録はない。そもそも提訴が単発に終わったものと推認される。なおこの件では、サリ州のシェリフの復命から、ベリックの居所はサリ州おそらくサザックとして処理されたと推定できる。

4. 事 情

以上の裁判記録を総合して、大幅に推測を交えながら実際の状況の再構成を試みると、つぎのようになると思われる。

サザックの住人で靴屋のジョン・ロジャーが、サザックの飲み屋の主人

ウォルタ・ベリックに、おそらく店で提供ないし使用する飲料を売るか売買を仲介する約束をした。しかしロジャーはこの物品の引渡をしなかった。ベリックが事前に代金ないし手付金を支払っていた形跡はない。ベリックがどこに住み、どこで飲み屋を営んでいたのかははっきりしないが、ベリックが原告となった民事訴訟の訴状からは、ベリックが、ロジャーの行動はベリックがロンドンに住んでサザックで飲み屋を営んでいることを前提としていると考えたことが推認される。いずれにせよベリックは、ロジャーが物品を納めないの、ロジャー宅に赴いて実力の行使ないしその威嚇を伴う履行請求をし、知人の立ち会いのもとに改めて納入を約束させた。それでもロジャーは約束の物品を納品しなかった。おそらくできなかったのだろう。そこでロジャーは、サリ州をシェリフ管轄区とする訴訟開始令状を取得して、ベリックが不当に自分を攻撃して物品を強奪したとの不法侵害訴訟を提起した。サリ州のシェリフは、この召喚令状に、ベリックはサリにいないと復命した。するとロジャーが、ベリックはロンドンにいるから、ロンドンのシェリフに逃亡者逮捕令状を出してくれと求めた。これが1410年秋のことである。

1411年初の開廷期に訴えられたベリックが出廷してきた。ロンドンのシェリフを介して出廷命令が伝達されたのだろう。ベリックは、ロジャー宅に赴いて暴力を振るったことはないけれども、いずれにせよこの件は話し合いがついていて不法行為は存在しないから、ロジャーには原告資格がないと主張した。和解として主張された内容から、ロジャーがベリックに飲み屋で提供する飲料を納め、ベリックがその代金を払うと確認されたことが判明する。話し合いの立会人として、仲介人の名目で、八百屋ウォルタ・アット・ウェルが同席していた。ロジャーが、ほぼ9ヶ月後に、ウォルタ・ベリックとならんでアット・ウェルをも、自分に強奪行為をはたらいたと告訴したことに注目しておこう。ロジャーは最初の1回だけ物品の一部を納めたが、それ以降は納入しなかった。

陪審はこの和解の存在を事実と認定した。この評決の効果が合意内容が

完済されていないことにまで及んだかどうかははっきりしない。しかしロジャーは、民事侵害について虚偽の提訴をしたとして、王に罰金を払うよう命じられた。陪審は、黙示的には不履行までも含めて、嘘を言っているのはロジャーで、ベリックの言うことが真実だと認めたことになる。

ロジャーは、王座裁判所の民事訴訟で敗訴することになったのと同じ開廷期に、人民訴訟裁判所に、ベリックは自分に負債があるという訴えを提起した。この訴えは、主張するベリックの負債分を自分の債務不履行と相殺しようとしたものだったかもしれない。ベリックは、次回開廷期以降この提訴にまったく取り合わなかった。すでに王座裁判所で勝訴判決が出ているのだから、ロジャーが物品納入の約束を白紙に戻そうとする試みに対応する必要などないという判断だったのだろう。ロジャーが次期開廷期以降に提訴を反復確認した形跡はない。ロジャー自身、王座裁判所での敗訴後は、人民訴訟裁判所の別訴を訴訟維持する意思を失ったものと思われる。

いずれにせよ、1411年初の冬以降、ロジャーはかなり困った状況に追い込まれただろう。ベリックに対する物品調達納入の約束を果たさなければならぬばかりか、王に罰金を払わなければならない。おそらくロジャーには、このどちらにも対応する財力がなかった。この物品調達債務を反故か延期にできないか。1411年7月以降に、ロジャーが仲間と語らってベリックを犯罪者に仕立て上げようと謀ったとすれば、理由はこのあたりにあったと思われる。

刑事裁判の有罪判決はすでに出ている民事事件の判決には影響しないから、ベリックが有罪になっても、ロジャーが物品納入の約束を免除されることにはならない。しかし、ベリックを告訴し正式起訴を得て収監させて刑事裁判にかけ、陪審審理を長引かせれば、一連の手続のあいだ、ベリックへの物品納入債務は棚上げにできる。ロジャーの狙いは、ベリックの督促逃れだったと推測される。和解の立会人だったウォルタ・アット・ウェルをも告訴しておけば、証人の口封じになり、債務逃れがより確実にになると考えたのではなかろうか。

しかしロジャーのやりかたはいかにもまずかった。サザックからの陪審は迅速にベリックおよびアット・ウェル無罪の評決を出した。ベリックの訴答内容に対する評決は、厳密に言えないのだが、おそらくアット・ウェルが従犯扱いになり、ベリック無罪の評決はベリックの訴答全体を真実と認定したものと考えていいたろう。ロジャーは債務逃れの試みに失敗した。しかもそれでは済まなかった。ベリックをほんとうに怒らせてしまったらしいのである。

事 態

1. 個別の事情

上掲3件の裁判記録の背後には以上のような前史があった。ロンドンに住んでサザックで飲み屋を経営していたウォルタ・ベリックは、サザックの靴屋ジョン・ロジャーが、約束した物品納入を怠ったばかりか、これを逃れるために、自分を刑事告発までしたことに、おそらく激怒した。初回の提訴で勝訴につながる評決を得たにもかかわらず、誣告を不法行為として損害賠償請求するという、同時期の裁判記録にはあまり例がない訴えを、再三にわたり提起した直接の理由は、この辺にあったと思われる。

第一の裁判で陪審が原告の主張を認める評決を出した。評決で陪審が査定した損害額は3シリング4ペンスというかなりの少額で、訴訟経費として認められた6シリング8ペンスを含めても10シリングすなわち2分の1ポンドにしかならない。しかし、この時期の損害賠償請求訴訟はふつう訴額を相当高めに設定して行われたから、ベリックが、なにがなんでもロジャーから50ポンド取るまでは諦めないと思ったとの推測は成り立ちそうにない。中世のコモン・ロー法廷は陪審査定額に拘束されず、往々にして独自に事情を判定して賠償額等を決めたから、判決言渡での増額は期待できた。裁判記録集からは即時に判決言渡がなかった理由はあきらかにならない。同時期の年書の記事からの類推では、次期開廷期が判決言渡の期日

として指定されたのは、原告ベリックが賠償額の増額を求めたことによるものとも、被告ロジャーが評決にもとづく判決言渡に異議申立したものとも考えることが可能である。

しかし、上述のようにして、事案の裏にある人間関係をいわば週間誌的に再構成してみても、これら裁判記録の法的性格までも十分納得できたことにはならない。冒頭の3件の裁判記録に感じる違和感が残っている。

原告ベリックが、一度の提訴では腹の虫が治まらないほどに激怒したことはわかったとしよう。ベリックの気持ちはそうでも、裁判所は、実質的に同じ事件だということが簡単にわかりそうな提訴を、なぜ、重ねて受理しつづけたのか。2回目の提訴に応じて出廷した時点で、ロジャーは、1回目の提訴に対する仲裁の抗弁が陪審によって否定された経験を持っていた。裁判所が気づくことは無理としても、被告はなぜ、まったく同じ内容の訴答を反復したのか。法廷は、すでに評決が出ている案件とまったく同じ訴答を、なぜ2回も許容したのか。法廷書記なりが、いずれかの時点でこの訴答の応酬と同じものを前に聞いたことがあると気づいて、裁判官に進言してもよさそうなものである。しかし裁判記録には、2回目の提訴に対しても、3回目の提訴に対しても、被告がこの件はすでに訴訟係属中であると主張したという記事も、法廷がこの件はすでに審理開始しているものと同一だから別に裁判することはできないと宣告したという記事も出てこない。不気味なほどまったく同じ訴答の応酬が記録されている。これらの裁判と思われる記事は年書に出てこないが、法廷が訴答の修正を指示しなかったことはあきらかである。

2. 理論的背景

これは、当時の社会では違和感ないことだったのだろうか。それとも、違和感があったにしても、制度上これに対処する方策がなかったのだろうか。まず、コモン・ロー訴訟の教科書的理解に照らして考えてみる。

第一の提訴と第二の提訴は、実は訴訟開始令状が異なっている。第一の

ものはロンドンを該当のシェリフ管轄区として取得されたが、第二のものはミドルセックスを管轄区として取得された。第一の裁判記録の原告第一訴答では共同謀議地がロンドンに、第二の裁判記録ではウェストミンスター地区になっている。無理に厳密に理解すれば、両者は同一事件ではないことになる。これはおそらく原告ベリックの意図的な操作によるもので、一度は評決が出た事件を改めて提訴するために、別の訴訟開始令状を取得したのだろう。このようなぎりぎりの詭弁には、被告が、シェリフ管轄区違いすなわち訴訟開始令状の不適切を抗弁するのが一般的だったと思われる。本件と似たような裁判記録がみあたらないのはおそらくこのためである¹⁶⁾。しかし、第二の提訴と第三の提訴に至っては、訴訟開始令状まで同一内容なのに、被告も法廷もまったくこれを問題にした形跡がない。

ただ、第一の提訴に評決判決が出ていなかったロジャー以外の5名の被告は、第二の提訴に、同じ案件はすでに訴訟係属中のはずとまでは訴答できたととしても、共同謀議地はウェストミンスターではなくロンドンだと訴答しないはずである。そのように訴答すれば、第一の提訴に対する共同謀議の事実なしの全面否認訴答と齟齬してしまう。彼らが、第二の提訴にも第一の提訴と同じく全面否認訴答をするしかなかったと考えることは可能だろう。

ロジャーが、第二の提訴についても第一の提訴とまったく同じ仲裁を妨訴抗弁としたことも、第一の提訴の判決言渡が結局なされなかった可能性を考えれば、ある程度納得できなくはない。判決が出ていない以上、理屈のうえでは第一の提訴の結末はわからない。ここから、すでに結審し、評決まで出ている第一の提訴とまったく同じ訴答をするしかなかったのかもしれない。

つぎに、裁判記録集から推測できる訴訟法務の実際に照らして考えてみる。すると、第二の提訴について、被告はなぜ、単純に提訴を無視して出廷しないという方策を取らなかったのかという疑問が出てくる。王座裁判所であれ人民訴訟裁判所であれ、正式起訴ないし提訴された被告人もしく

は被告が遂に出廷してこなかったと思われる記事は実に多い。王の開封書状録に毎治世年一定の紙幅を割いて集中的に記載されている法務関連の恩赦状は、大多数が出廷懈怠ゆえの法喪失宣告の解除を内容とするものである¹⁷⁾。しかも、手続過程の記事から推して、出廷懈怠のすべてが法喪失につながる手続に付されたものでもないようである。

第二以降の提訴については、被告が、重ねて裁判されるいわれはないと判断して、提訴にもとづく召喚をただ無視するという対応がありえた。なぜこの対応を選ばなかったのか。この疑問を解消する手だてではない。第二の提訴の時期は、早ければ、第一の提訴の裁判の結審後、サザックからの陪審が被告ロジャーに不利な評決を出すことが、サザックに住んでいるロジャーに察知できないことはなかったであろう時期、提訴を受けた召還手続を経由した審理開始は、これが事実になった時期である。別の事件に仕立てられた提訴を良いことに、うまくいけばこちらの訴訟では勝訴できるかもしれないという思惑でもあって、出廷して審理開始することにしたのだろうか。しかしこれはひとつの賭けにとどまる。ロジャーの妨訴抗弁は第一の提訴とまったく同一で、仲裁の存否で争点合意した。法的にもまったく同じ案件が陪審にかかることになる。陪審員名簿は別に編成されるだろうが、サザックの地元住人が1回目と2回目で違う評決を出す可能性は、高いとはいいきれない。

ただし、実質もう評決が出て終わっている件だと判断した地元住民が陪審出廷懈怠を反復して、第二の裁判を「流す」ことを選択する可能性はある。上掲の裁判記録からわかるとおり、実際に、第二の提訴も第三の提訴もこれに終わった。しかし、民事裁判の被告が、出廷はしたけれども評決も判決も出ないとの予測をみずからにとってのメリットに数えるかどうかは、疑問の余地がある。

この疑問は残るが、第二の提訴には、訴訟当事者も予測できなかったある展開があった。審理開始直後次回開廷期までのあいだに、ヘンリー4世が逝去して王位の交替が生じ、それにともなって、おそらくすべての王の

裁判の手續が一旦凍結されたのである。

王の裁判が王の名のもとに始まり王の名のもとで継続しているのだと考えれば、人物が違う以上、王が替われればその裁判は自動的につぎの王に引き継がれるわけにはいかないという理論は、一見成り立ちそうでもある。しかしこの理屈は、王位あるいは王権 Crown と、一個の人間としての王 King を、後者の優越のもとに捉える視点に立ってはじめて可能になる。これが、中世のイングランドの王政府の司法行政を通して、つねに存在が認められる確立した理論だったと考える根拠はない。それどころか、王位継承権が不確かだった人物が王位を篡奪したりチャード2世からヘンリー4世への王位交替承に際して、王の裁判が一旦すべて凍結された形跡はまったくない。ヘンリー5世からヘンリー6世への王位継承に際しても、そうした事態は起こらなかったようである。

しかるに、ヘンリー4世からヘンリー5世への王位交替に際しては、上掲第二の裁判記録に出てくると同様に、王の逝去とともに一旦両当事者に次回期日指定なしを申し渡す措置が執られ、新王即位後に、いずれかの訴訟当事者が出廷してきて裁判の再開を求めてはじめて、前王のときの記録をうけついで審理が継続されている例が少なくない¹⁸⁾。すべての記録に凍結と再開が記入されたとはかぎらないだけで、これが一律の措置だったと考えられる。なぜこの王位継承のときにだけそうした措置が執られたのかは、本稿の枠組みをはるかに超える大きな問題であるため、ここでは扱わない。

一旦審理を凍結し、両当事者に次回期日指定なしを通達することは、双方当事者に裁判を継続する意思がなければ、法廷としては、そのまま裁判を打ち切っても法廷侮辱に問う意思はないと宣言したに等しい。換言すれば、それでもなお裁判を続けたい一方当事者が自発的に出廷してきて裁判の再開を申請しないかぎり、裁判して貰えなかった。第二の裁判記録には、原告ベリックが次回開廷期に出廷してきて裁判の再開継続を申請したと記されている。

法廷なり王政府なりの判断ですべての王の裁判が一旦凍結になっても、裁判を続けたいと望む訴訟当事者は多かっただろうから、一般論としては、裁判が再開されることにそれほどの問題性はないと考えて良い。しかし、本論考で扱っている事例では多少事情が異なる。原告ベリックは、おそらく、第一の提訴による裁判で陪審が自分に有利な評決を出した前後に、実質的に同じ案件についてシェリフ管轄区を別にした訴訟開始令状を取得して提訴した。さらに、判決が出ていない状態が2開延期しかないのに、再度判決言渡を求めるという方法を取らずに、審理が始まったばかりの第二の提訴の裁判を継続放棄せず、そのまま陪審評決と判決を求めると宣言したのである。

実は第一の提訴による裁判でも、ロンドンからの陪審は出廷していないから、ロジャー以外の5名の被告についての裁判は終わっていない。ここに、第二の提訴についても継続するという意思の表明があれば、ロジャーは陪審が一度不利な評決を出した事件について再度の、他の5名の被告は共同謀議について行為地違いの二重の、裁判を受けなければならないことが確実になる。訴状の受理なり被告の出廷なりまでは、無理に理屈を通せばありえないことでもなかったにせよ、一旦すべての訴訟について打ち切りの機会が与えられたかたちのこの時点で、原告ベリックが、実質二重の裁判を継続すると宣言したことは、当時まったく違和感がないことだったのである。

陪審出廷の動向が、この疑問への実質的な答を与えるように思われる。法廷は次回トリニティ開延期に陪審審理の期日を指定したが、どうやらその後ずっと陪審は出廷してこなかった。ロンドンとウェストミンスターの住民がどう考えたかは推測しがたい部分もあるが、すくなくともサザックの住民は、その件はもう終わったと考えたのではなからうか。

しかしベリックの怒りはおさまらなかつたらしい。三つ後の開延期すなわち1414年初のヒラリ開延期に、みたび、今回は第二の提訴とまったく同じく、ミドルセックスをシェリフ管轄区とする訴えを提起したのである。

法廷も被告も、実質同じ案件が第一の提訴の評決で終わっており、あとは判決を確認すればいいだけだとも、第二の提訴が形式的には訴訟係属中であるから二重の提訴になるとも言わずに審理開始し、前2回と同一の訴答の応酬があった。

第三の提訴について審理が続いた1414年イースター開廷期とトリニティ開廷期には、王座裁判所の開催地について、やや特殊な事態が生じていた。王が、おそらくエドワード3世治世中期以降みられなかった、王座裁判所の地方への移動開廷を命じたのである。これは、王座裁判所が、ミッドランド西部とりわけスタッフォードシャーとシュロップシャーを移動する、一種の大巡察だった¹⁹⁾。ウェストミンスターでの裁判に比べて、ある期日の王座裁判所開催地の情報を入手してそこに赴かなければならない訴訟当事者の負担は大きかったと思われる。にもかかわらず、ベリックは、レスターまで自身で赴いて出廷した。被告らはさすがに出廷の手間をかけず、法廷に登録している地元サリ州の代訴人に代訴人出廷を依頼したようである。

第二の提訴の裁判と同じく、第三の提訴の裁判についても、結審後の陪審審理についての地元の住民の対応から、この事態がどう受けとめられたかをうかがうことができる。シェリフも地元住民も陪審を出廷させる努力をせず、出廷懈怠を反復してこの事件の審理が「流れる」のを待つという対応だったようである。評決が出たという記事はない。評決が出ないのだから判決が出たはずはない。原告および被告が指定された次回開廷期期日に出席したかどうかの記載もない。当事者の出廷懈怠は理論上は法廷侮辱になるのだが、法廷がこうした厳酷な対応をした形跡はない。当事者とりわけ原告ベリックが出廷しなくなって裁判が流れるのならそれでかまわないという判断があったものと思われる。

2. 社会的・制度的事情²⁰⁾

この事態の理解のため、15世紀初頭のサザックの司法行政上の位置づけ

をみておく。中世のサザックは、地理的な角度と司法行政上の角度で包摂の範囲がかなり違う、やや特殊な地域だった。裁判記録上のサザックは、ロンドン橋のたもとの王のマナーに限定されると理解して良い。あまり広いとは言えないこの一画は、テムズ下流で唯一の橋で結ばれたロンドン市の対岸、繁栄とはいえ猥雑なイメージがつきまとう盛り場にして紅灯街、効果的な取締機構を欠くままに娯楽で繁盛し、悪人の巢との苦情が絶えない「川向こうの悪所」だった。

この悪所を利用もしていただろうロンドン市の住民、とりわけロンドン市民は、市内で悪事をはたらいてはサザックに紛れこんで逃げおおせる悪人に対抗するすべがないことに、長年頭を悩ませてもいた。前史は割愛するが、ロンドンの市長と市民の団体は、王位継承をめぐる混乱のさなかのエドワード3世治世初年〔1327年〕に、王から同所を請け負う特権状を取得して、サザックの王のマナーのベイリフ職の任命権を得た。これは厳密に言えば財務に限定される措置だった。同地区が、徴税ないし課金の意味を持つ「ギルドブル・マナー」と呼ばれるようになったのはこのためらしい。

同地区のベイリフは、理論上はロンドンのシェリフの下僚でなくマナーのベイリフだったが、事実上はある程度までロンドン市長と市民団体の意向を反映した行動がとれたらしい。しかし同特権状は司法行政上の権限を与えるものではなかったため、サザックの無法地帯に対するロンドン市の悩みは、制度上解消できないままだった。この状態が続いたあとで、1406年に至って、ヘンリー4世が上記エドワード3世の特権状を確認するとともに、同所のベイリフに司法行政上の権限を付与する開封書状を発給した。

この書状は、証書記録集に記載されなかったためか、19世紀に編纂された『ロンドン市史特権状および憲政文書集』には収録されていない。刊本の開封書状録集の記事も簡略な抄訳にとどまるが、ロンドン市とサザックのかかわりを扱った研究書の付録に、同書状のほぼ全文の英訳があり、ロンドン市が、サザックでのすべての王の裁判所の司法令状の執行・復命の

権限を取得したことが判明する。これによって、ロンドン市が任命するサザックのベイリフが、同地区における司法行政上の権限を持つことになった。司法上の執行につき、同地区が、この書状をもってサリ州のシェリフの管轄からロンドン市の管轄に移されたものとするのは順当な解釈といえる²¹⁾。とはいえ制度上の措置と執行の実態は別ものである。この1406年の書状については、サザック地区の住民が脅威を感じて嫌がった形跡があるという。ベイリフによる令状執行には、住民の抵抗の危険もあったことになる。

この概観と、本件事案がほぼ1410年から1414年に起きたことのあいだに、なんらかの特別の関係があったことを示す史料はない。しかし逆に、まったく無関係だったと言い切るだけの情報もない。確実なのは、サザックに店を開いていたにもせよおそらくロンドンで生活していたと思われる飲み屋の主ウォルタ・ベリックが、ロンドン市民権を有していたことをうかがわせる言及が一切ないことだけである。

15世紀当時、ロンドン市の諸裁判所を利用する権利がロンドン市民権を持つ者だけに限定されていたと言いきれるかはかなり不確定で、ロンドン市に居住している者が利用できた場合も少なくないといわれる²²⁾。ベリックは、ロンドン市のいずれかの裁判所にロジャーを訴えることもできたかもしれない。ロンドン市諸裁判所の裁判関連文書の残存状況は良くないといわれるが、筆者は直接閲読する機会を持たないままで、該当する記事がいずれかの裁判所の残存文書に残っているかは確認していない。この留保のうえで、ベリックはロジャーと異なり、人民訴訟裁判所を利用した形跡がないことと、ベリックの激怒の原因となったと思われる刑事裁判が王座裁判所で行われたものであることから、筆者は、現在のところ、この事案については、王座裁判所裁判記録集民事編にある上掲3件の裁判のほかには裁判が提起されることはなかったと推測している。

ロジャーがサリ州の治安判事裁判所を経由してベリックを王座裁判所で裁判しようとした、あるいはむしろ、王座裁判所付属監獄に収監させよう

としたことと、その時期が、ロンドン市がサザック地区における司法行政上の令状の執行・復命権を取得した直後の時期だったこととのあいだに、どのような関係があったと推測できるだろうか。両当事者間の人間関係と、これをとりまく制度的環境について、改めて考察する。

考 察

物品を納入しないばかりか投獄までさせる仕打ちを受けたベリックは、ロジャーが誣告への非難に相当する賠償金加算の判決を受けるまで、何度でも訴えてやると執念を燃やしつづけたか。近隣のひとびとから、やったことは良くないと断定されたも同然のロジャーはそれからどうしたか。たしかに悪いのはロジャーだが、執念深いのもいい加減にしろと言わんばかりに、第二第三の提訴に関し陪審召喚に応じないサザックの住人の態度を、ベリックはどう受けとめたか。その後の人間関係への興味は残るが、これを知りうる史料はない。この事案が3度の提訴を招いた社会的背景と、それが可能だった制度的環境について考察することができるだけである。

1. 社会的背景

まず、サザックのギルダブル・マナー地区に対するロンドン市の司法行政上の権限の角度から、ベリックが激怒した理由を考察したい。焦点は、サザックの刑事事件を裁判に付すロジャーの行動である。

ロジャーの告訴の場所がキングストン・アポン・テムズで開廷した治安判事裁判所だったのはなぜか。11世紀にサザックがキングストン・ハンドレッドに属していた可能性があるにせよ、それは王領負担金支払に関してだけで、すくなくとも中世中期以降は、マナーのベイリフが直接財務府に請負金を支払うことになっていた²³⁾。15世紀の司法行政上サザックがキングストンの管轄圏に属した証拠は見出せない。1406年の開封書状で、ロンドン市は、サザック地区の犯罪者の逮捕とニューゲイト監獄への未決監収

容の権限を得た²⁴⁾。ベリックがサザックにいても、ロンドン市長に訴えて捕縛させることは可能だったろうし、1410年の民事訴訟でロジャー自身がベリックはロンドンに住んでいると言っていることに照らせば、ロンドンの各種の市裁判所に民事訴訟を提起できただろう。そもそも、サザックで治安判事法廷に告発しえたはずである。

ヘンリー4世期の王座裁判所起訴記録集に、ベリックの正式起訴の時点以前に、サザックで開廷した治安判事法廷から王座裁判所に移送された起訴と裁判の記録がある²⁵⁾。同時期に、キングストンで起きた事件がサザックの治安判事法廷で正式起訴された例があるから²⁶⁾、ロジャーの行為がまったくの異例だとまでは言えないだろうが、サザックで起きた事件がサザックで開廷する治安判事法廷で正式起訴されるほうが自然だったことは十分推測できる。つまり、ロジャーは、サザックもロンドンも敢えて回避して、テムズ上流のキングストンでベリックを告訴し、正式起訴をものにしてから事件を王座裁判所に移送させ、ベリックの身柄を発見できないというサリ州のシェリフの復命を経てロンドンのシェリフにベリックを逮捕させ、サザックの王座裁判所付属監獄に収監させた。姑息な小細工とみるほうが自然だろう。

ロジャーの小細工にはおそらくそれなりの理由があった。サザックで告訴すれば、起訴陪審は、ロジャーとベリックのあいだの飲料納入契約をめぐるもめごとが一度は裁判にかかってロジャーが負けたこと、その後も納入をしないままであることを知っている地元のひとびとになる。正式起訴に至るかどうかわからない。仮に正式起訴をとりつけても、1406年の王の開封書状により、サザックでベリックの身柄拘束令状を執行するのは、サリ州のシェリフではなくサザックのベイリフである。ロジャーは、このベイリフが、ロジャーが主張する襲撃強奪事件が実際には起こっていないことを承知していて、ベリック逮捕の裁判所令状を執行懈怠するか、あるいはその旨を添えてベリックが居住するロンドンのシェリフに回送するかし、ロンドン市のシェリフたちもまた逮捕令状を執行懈怠して、結局は被告人

ベリックとアット・ウェルの召喚もベリックの収監もないまま、刑事裁判が始まらない危険があると考えたのではないだろうか。サリ州のシェリフが令状復命権を持つ地域で告訴しなければ、サリ州のシェリフからの復命にもとづきロンドンのシェリフ宛に逃亡者逮捕令状が発行されるという舞台を整えることはできず、ベリックを王座裁判所付属監獄に収監させて、当面の督促を逃れることができなくなる。

キングストンで告発して正式起訴を得たことで、ロジャーはおそらく、とりえず督促逃れの目的を達成した。しかしだからこそ、この小細工のせいで、営業の地元サザックで投獄されたベリックを怒らせることになった。ベリックは誣告の魂胆が債務逃れであることを見抜いただろう。ロジャーの居宅におしかけて怒鳴り合いくらいはした、だが債務逃れでここまでするかと激怒したと推測される。

2. 制度的環境

それでも、3度の提訴という事態が、当時の司法システム上ありうるものだったか、それはなぜかという疑問は残る。2度目の提訴は別事件として扱いたにせよ、3度目の提訴が2度目の提訴の係属中、1度目の提訴に評決が出たあとになされたことはあきらかなのである。つまり、この事件は、判決は出ていないが、判決が出る直前の段階には達していた。同じ件で複数回の訴えを受けることは適切でないという感覚はあったにせよ、事例からみるかぎり、提訴段階で原告の行為を抑止する装置はなかったことになる。年書の記事から推測して、15世紀初期にはまだ二重の提訴を規制する法理は未確立だったように思われる。判決確定と既判力にかかわる規範が法定されていない社会で、判決　さらに判決直前の結審　が原告をも縛るという感覚はどうやって確保されていたか。

この事件で、法廷は原告の再々の提訴の可否を論じた形跡がない。これは被告がなにも言わなかったからで、被告は第一の提訴の評決後に、判決言渡異議申立という現行裁判制度にはない対応をしていた可能性がある。

二重に提訴された被告が、みずから係属中の審理の存在を申し立てて原告の裁判適格を争うのでなければ、再度の提訴による裁判が進行した。被告には判決言渡異議申立という有利な方策があったが、反面二重の提訴を阻止することはできなかつたことになる。

中世後期イングランドには、民事の二重の提訴を阻止する制度上の保証はなかつた。これを阻止するのはひとびとの法心理学的な了解である。勝訴判決内容に不満でも原告は再度の提訴をせず、敗訴したものであれ被告が判決の存在を申し立てることが、ひとびとの当然の対応と考えられる社会でなければ、紛争当事者が、事態に別の法的構成を与える手間さえかけずに、再度の裁判の賭けができることになってしまう。中世イングランドのひとびとに、法心理学的な自制を求めることは可能だったか。

第一の提訴についての裁判記録は、明瞭な判決を記載するところまで行っていない。このことが、判決言渡がない以上裁判がなかつたのと同じだという理屈を支持したと言いきれるだろうか。この件では、当事者のみならず法廷も含めて、誰ひとりそのような議論をした形跡がない。以下の考察は、15世紀イングランドのコモン・ロー民事裁判で、裁判の事態確定力とはどのようなものと考えられていたかという問いに、実証でなく論証で答えるかたちを取る。

第一の提訴と第二第三の提訴の違いが示すとおり、訴訟開始令状が別ものであれば、法的には別件として手続を始めることが可能だった。このかたちの「二重の提訴」の危険は、被告が出廷して一旦審理をはじめてから訴答することで排除するしかない。ただし、勝訴判決を得た原告は、すくなくとも一般的には、かたちを替えて被告を裁判の場に引きずり出して再度敗訴させようとはしなかつたと推測される。仮に試みたとしても、被告が出廷懈怠するか、事例のように、陪審出廷懈怠により地元住民が取りあわない結果に終わるのが関の山だったろう。訴訟法務上、確定判決の効力は、当事者が訴答で主張するかたちでしか現れてこないが、年書にも、そのような記事は多くはないようである。時間と金がかかる裁判に余分な労

力を投入することもそれを手伝うことも避けたいという日常生活的なバランス感覚が、裁判の結果は動かしくいという事態を支えていたのだろう。王の裁判制度でさえ、こうしたバランス感覚を基盤に、理論と実態の釣り合いを取っていたように思われる。端的な例を挙げよう。

不法行為の損害賠償請求訴訟では、判決言渡で示された賠償額が当該裁判記録の末尾の空白に大書される。しかも裁判記録はそこで完全に終わるわけではない。判決言渡の時点で両当事者に申し渡されるのは「次回出廷指定期日なし sine die」にとどまる。法廷としては当面当事者を呼び出すつもりはないが、将来仮に呼び出されたら出廷しなければならないというのが、この文言の厳密な趣旨である。その意味でこの件について当事者は今後法廷に呼び出されることはないという趣旨の「*放免 quietus [est]*あるいは *quieti [sunt]*」とは異なる。ただし、損害賠償裁判だけが sine die で終わったわけでも、損害賠償裁判が常に sine die で終わったわけでもない。sine die は、まだ裁判が完全に終結したとは言いきれないという法廷の法務判断として、ごく普通に言い渡されている。

損害賠償額言渡判決に比べて数は少ないが、損害賠償額が大書された後に、後日の開廷期に勝訴した原告が出廷し、損害賠償額の満足を得たあるいは一部の満足を得て残額は放棄すると、法廷に報告した旨が記載されていることがある。この場合必ずこれにつづけて、したがって放免 *indefinitus* という記載がある。もっとも、出廷してくるのは通常原告だけなので、放免の対象になるのが原告なのか被告なのかは実はかならずしも明瞭でない。いずれにせよ、理論的には、この記載があってはじめて当該裁判が完全に終結したことになる。

しかしこれはあくまでも理屈のうえのことで、おそらく、賠償額の全部もしくは一部の満足を得た原告が自発的に出廷することはなかったろう。手間と費用を掛けて出廷して満足を報告しても、原告が新たに得るものはなにもない。なんらかの理由で被告が費用と謝金を支弁するのでもないかぎり、そうした事態は生じなかったと思われる²⁷⁾。したがって社会生活上

は、賠償額言渡の sine die 判決で、その裁判は終わったと受けとめられたと考えると良い²⁸⁾。

強制執行制度がない当時、賠償判決の金銭をどう確保するかは、実質的には裁判後の両当事者間の問題だった。王の裁判の判決は王の名で出された決定だから、判決を根拠に、王からシェリフ宛に賠償取立を命じる債務名義証書にあたる書状を取得することはできた。しかし、シェリフがこれを実際に執行したか、この手法で賠償額の満足が得られたかは、おおいに疑わしい²⁹⁾。

以上の事態は、裏からみれば、判決は判決であるだけで法的事態を確定する力を持っていたとはいいきれない可能性を示唆している。中世後期段階で、イングランドにも、王の裁判だけでなく都市や特権領の裁判が存在していたが、これらの裁判の判決は、王の裁判の下請けでないかぎり、それ自体としては法的事態を確定する能力を持たなかった。当事者間の不調和に、勧奨される解決案を提示することはできただろうが、正式記録に直さないかぎり、判決内容は法的な事態確定力を持たない。裁判所を持っていたほどのほとんどの都市が、通常1名の都市裁判官 recorder を置いていたのはこのためである。リコーダーは単なる判決人ではない。市長も都市参事会員も判決を出すことはできたが、これをリコーダーが正式記録に直さないかぎり、判決内容は法的な事態を確定するものとはならなかったのである³⁰⁾。

他方で、王の裁判は、判決だけでなく裁判所記録集記載の一切の記事が正式記録となる。ただし、王政府関連の紛争解決作用でも、当該機能に正式記録作成能力が対応していなければ、関連する情報は正式記録とはならない。たとえば、大法官の裁判すなわち初期のエクイティ裁判は正式の裁判記録集を持たなかった。15世紀中期以降、封緘書状録に、大法官府での紛争解決について、大法官府に赴き、そこで得た大法官の決定を遵守する旨の契約を内容とする一対の金銭債務証書の登録が頻出するのは、おそらく、このことの裏面である。判決をふくめて、大法官の裁判が正式記録に

ならないからこそ、当事者の合意が、決定の拘束力の根拠とならざるをえなかったのである。

中央のコモン・ロー裁判所記録集の記載事項³¹⁾が法的事態確定能力を持つのは、記載されているのが正式記録集だからであって、それが裁判だからでも判決だからでもない。裁判記録集に固有の格別の法的能力があったわけでさえない。同じ効果は王の発給書状控えである開封書状録にも封緘書状録にも認められる。このことは明確に認識しておく必要がある。本論考冒頭の問題設定との関係では、王のコモン・ロー裁判といえども、判決に、判決であるがゆえに自動的に獲得する固有の事態確定効力はなかったというのが、当面の答になるからである。

このことは社会生活にどのような影響を持っただろうか。換言すれば、本論考の事例で、厳密な意味では記録に判決が記載されていないことを、当事者および周辺のひとびとはどの程度深刻な事態と考えただろうか。

裁判記録上陪審評決の段階で損害賠償額まで含めて内容が記載されていれば、その記載はそれ自体で正式記録としての効力を持つ。第一の裁判記録に照らせば、ベリックが欲した可能性があるロジャーの誣告への非難を加味した判決は出ていないようだから、裁判の終わりかたがベリックに十分満足がいくものでなかった可能性は残る。しかし、ベリックが、評決に不満だから敢えて判決を聞くために出廷するのを回避した、これが裁判を流す効果を持ったとまで言えるだろうか。評決はすでに正式記録である裁判所記録集に記載されている。この評決が裁判記録集に記載された以上、一度地元から陪審が出廷して評決を出たことを知っているサザックの住人が、この件は終わったと考えたとしても、それは、単なる社会生活上の経験的事実の域を超えて、ある程度の法的根拠のある感覚だったことになる。

換言すれば、第一の裁判記録は、かたちのうえで判決を記載していなくても、この件は終わっていると周辺の人間も場合によっては被告も考えても無理からぬ事態を示す。しかしこの事例では、原告ベリックは、なぜかそう考えなかった。あるいは考えたくなかった。それで第二第三の提訴を

した。これが可能だった理由を、とりあえずつぎのように考えることができるだろう。正式記録である王のコモン・ロー裁判所の裁判記録集に記載された評決は、当該事項について法的事態を確定しうる能力を持つ。しかしその一方で、教科書的に考えて、訴訟開始令状システム上一旦取得された訴訟開始令状が提示されれば、裁判所はその受理を拒否することができない。このはざまで、無軌道に何度でも裁判が繰り返されないよう実質的なバランスを取っていた装置は、令状を発給する大法官府でも、これを受理して裁判を開始する裁判所でもなく、陪審だった。

コモン・ロー裁判には、裁判の過程の進行を、陪審出廷をめぐる地元での調整に委ねるという事実上の柔軟な方策があり、訴訟実務はこれを自覚的に射程に入れたうえで営まれていた。例外的ながら同一事態について再度以上の提訴があった場合も、この装置がはたらいただろう。こう考えることで、裁判記録によって、陪審出廷懈怠をめぐる法廷の態度に違いがあるという事実、ある程度の説明がつく。こうした事実は、制度上の一貫性の欠如という不備を示唆するのではなく、法廷が、黙示的ながら、記録に残る裁判の顛末については、陪審を出す地元の判断による調整に依存するほうが、実質上均衡を得た解決が得られると考えていたことを示唆すると考えられるのである。

結

本論考では、かなり煩雑な裁判記録の引用と、かなり簡略な15世紀初頭段階のサザック地区の司法制度上の位置の説明を基盤に、あるひとつの事態について、法的構成をほとんど変えることなく複数回の提訴による複数の裁判があり、これが裁判記録集に残っているという事実を考察してきた。ここから、なにがどこまで読み取れるか。それはおそらくまだ、筆者が断定的な結論を出せる問題ではない。本論考が提示したのは、近代法制を無意識の前提として前近代の法システムをみた場合に出てくる違和感の一例

を提示して、そこから前近代イングランドの法システムを考察する試みにとどまる。素材を本論考で提示したものに限定しても、法学の角度から、筆者の考察と異なる構成の考察を加えることは、おそらく可能と思われる。

しかし読者は、つぎのことを否定することはできなくなっているだろう。以上の考察が、ある状況・事態・制度を現行の日本語で「裁判」と呼ぶことが、可能でもあり必要でもあるにせよ、この語を用いた考察あるいは議論が、「裁判はいつでもどこでも裁判だ」との、法史研究者に限らないであろうある種の危険な思いこみを回避したうえでなされなければならないこと、みずからが発する「裁判」という語に囚われて、そこに無意識に現行日本の司法制度を重ねてしまうのは危険であることを、やや極端なかたちで暴いたということである。

たとえば、裁判がある以上当事者が目的としていたのが判決であることはまちがいないはずだという思いこみは、中世後期イングランドだけに限っても、王の裁判所記録集に記載されているものに限ってさえ、多くの提訴は審理が始まらず、始まったものでさえ、判決まで記載されているものはさらにその一部であるという事実を、理解も説明も困難なものにしてしまう。しかし、当時の裁判では、実は、判決が判決であるだけで自動的に獲得する事実確定効のようなものは、そもそも想定もされず、したがっておそらく、一般に、当事者が判決に認める重要性は、訴答において主張を展開して争点決定に至って、これを正式記録に留め、これを陪審の評決にかけようとする。実際に評決を得ることではなくその前段階に達すること に比べて、格別が高かったとはいえないと考えれば、大量の事実を理論に合わないとして無視するような歴史学的な暴挙は嘗まずに、事実を素直に受けとめたうえで、これをどう理解すべきかの考察に進むことができる。多くの裁判記録に判決がないのでは、なんのために裁判をしたのか理解できなくなるという無意識の不安は、当時の裁判記録で重要なのは、なによりも、記録の全体が正式記録であることだったと考えることで払拭できる。さらにここから、中世後期イングランドのひとびとは、明確に、

司法システム内に、事実にとどまる紛争解決効を越えて法的事態を確定するある「力」が必要であり、またそれは確保できるものだとして了解していたと考えること、彼らはこの前提に立って裁判と正式記録をたくみに利用しながら、諸種の社会的調整に多少なりとも持続的な力を持たせようとしていたと考えることが可能になる。

歴史を扱ううえで大切なのは、史実を大切にすあまりそれに圧倒されてしまうことでも、理屈を奉じるあまりこれに合致しない史実を無視することでもなく、史実を丁寧に理解しようと務めることである。筆者は、この作業を進める際に重要なのは、調査なり考察なりの出発点で研究者自身が無意識に抱き、それだけに解きがたく囚われてしまっている、現在に生きる人間が過去に持ち込んではいない諸種の束縛＝思いこみを、作業過程において、可能な限り意識的に相対化することだと考えている。本論考が、この考えがあながち荒唐無稽でもないことの一例を提示する結果になっていれば幸いである。

- 1) 日本国憲法第39条後段；民事訴訟法第114条（既判力）、第116条。
- 2) 中世の「二重の危険」をめぐる論議について、Seipp, 1310.088ss; 1321.141ss; 1328.067; 1351.077; 1352.079ass; 1353.135ass; 1367.089ass; 1407.046abr; 1421.033; 1464.017; 1468.007; 1468.034; 1469.084; 1477.006; 1477.007; Cf. Sigler, J.A., 'A History of Double Jeopardy', *American Journal of Legal History* vol. 7 (1963), pp. 283-309. 年書から見るかぎり、14世紀中期までには、刑事裁判についてこの原則があることは疑いないという認識が定着していたようである。
- 3) J. ベイカー著、小山貞夫訳『イングランド法制史概説』72-80頁。
- 4) とりあえず、北野かほる「オクスフォードシャの騷擾 王のコロナ対大学人」『西洋法制史学の現在』創文社、2005参照。
- 5) KB27/604/27r.
- 6) KB28/607/28r.
- 7) KB27/611/39r.
- 8) とりあえず、北野かほる「ウスタシアの騷擾 ある惨殺事件」『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、2004参照。
- 9) KB27/602/Rm4d.
- 10) Carlin, M., *Medieval Southwark*, 1966, p. 17; Johnson, D. J., *Southwark and the City*, 1969, p. 14 f.; *The Victoria History of the Counties of England, Surrey (VCHS)*, vol. 4, 1967, p. 136 f.

サザックの強奪（北野）

- 11) Carlin, *op. cit.*, p. 101 ff.; Johnson, *op. cit.*, p. 12 ff.; VHCS, vol. 4, p. 135 ff.
- 12) 訴訟当事者の同定のために、氏名に加えて、居所および社会的属性の明記を義務づける法令（ヘンリー5世治世第1年法第5条, C5 1HenryV）。
- 13) Carlin, *op. cit.*, p. 103 ff. KB9/191/8; KB27/590/Rm22r.
- 14) KB27/598/111r.
- 15) KB27/599/28d.
- 16) CP40/600/195r.
- 17) 例として, Seipp: 1425, 151abr.; 1429.072. なお, 2)の検索では上がってこなかった1429.118は, 二重の提訴と思われる件についての抗弁を記しているが, 詳細はあきらかでない。
- 18) 詳細な引用は割愛するが, 開封書状録集に, 各治世年に集中的に記載する紙幅が割かれるほか, 単独記載としても反復出現する。
- 19) 訴訟記録集以外にこの事態を見ることができる例として, アサイズ裁判の「凍結」解除を命じる開封書状に, 当該アサイズ裁判記録が逐語的に転写されたものがある。CCR Henry VI (1413-19) p. 50 ff. (MM5, 4 IHV).
- 20) 北野かほる「1414年騒擾法の政策的意図 中世末期イングランド秩序維持政策補論」『西洋史研究』（東北大学）新輯第23号（1994）, pp. 31-64.; 「シュロプシャの「悪党」 訴訟記録にみるバスタード・フューダリズム」『法学』（東北大学）第63巻第6号（2000）, pp. 151-191.; 「「悪党」の所行 15世紀シュロプシャのバスタード・フューダリズム」『駒澤大学法学部法学論集』第60号（2000）, pp. 181-216.
- 21) 以下の叙述の典拠は上掲註9)所引の3文献。紙幅の関係上必要な情報を抜き出して簡略に要約した。
- 22) CChr4 (1327-1341), p. 7 (M35 1EIII) 76; CPR Edward III 1 (1327-1330) p. 36 (m17 1EIIIPI); *Historical Charters and Constitutional Documents of the City of London, With an Introduction and Notes.* By An Antiquary, London, MDCCCLXXXIV, p. 59 f.; CPR Henry IV 3 (1405-1408) p. 207 (M14 7HIVPII); Johnson, *op. cit.*, p. 388 f.
- 22) 15世紀のロンドンの裁判所については, とりあえず以下の文献を参照。Tucker, P., 'London's Courts of Law in the Fifteenth Century: The Litigants' Perspective': *Communities and Courts in Britain*, Brooks, C. W. and Lobban, M. eds., 1997, pp. 25-41; Barron, C. M., *London in the Later Middle Ages*, 2004, C6. The City Courts, pp. 121-146.
- 23) 上掲註9)。
- 24) Johnson, *op. cit.*, p. 388 f.
- 25) KB9/195/2/5, 41, 42, 43 (Easter 9Henry IV, 1408); KB9/196/1/15, 16 (Hilary 9Henry IV, 1408).
- 26) KB9/195/2/5.
- 27) 北野「オクスフォドシャの騒擾」574-576頁で紹介した, オクスフォド大学が被告となった損害賠償事件の裁判は, おそらくこの例にあたるかと考えて良い。
- 28) 裁判記録集の欄外メモで, quietus 判決に sine die と書き込まれている例は多い。法廷書記でさえ両者を混同あるいは同一視していたのである。

- 29) とりあえず, Nightingale, P., 'The Intervention of the Crown and Effectiveness of the Sheriff in the Execution of Judicial Writs, c. 1355-1530' *English Historical Review*, vol. 123 (2008), pp. 1-34 を参照。
- 30) 前近代の都市のレコーダーについて, その法的属性をきちんと考察した研究は現在まで見出せない。Wholdsworth, Sir, William, *A History of English Law*, 4th ed., vol. 1, p. 145 f. は, 近代の裁判所制度のもとでの都市のレコーダーについて触れるのみで, この語で呼ばれる都市の司法役職が中世に遡る歴史を持つことにはまったく言及していない。一方, Barron, *op. cit.*, p. 173 ff. は, この役職に就いた者が市政において担うことになった派生的な機能に焦点を当てるにとどまり, 語義の核心にある機能はまったく考察していない。当面最も適切な情報源となるのは英米法辞典である。*Black's Law Dictionary* 6th ed. ただし解説の典拠は示されていない。
- 31) ただし, 提訴ないし正式起訴とこれにもとづく被告もしくは被告人召喚手続から, 審理過程さらに陪審召喚手続と陪審審理過程および評決から判決までの一切を記載する記録集を作成保管していたのは, 王座裁判所と人民訴訟裁判所で, 財務府裁判所記録集は通常訴状と判決しか記載しなかった。

凡例

CChR Calendar of Charter Rolls

CPR Calendar of Patent Rolls

CCR Calendar of Close Rolls

KB27 王座裁判所裁判記録集(The National Archives所蔵)

KB9 王座裁判所起訴記録集(同)

CP40 人民訴訟裁判所裁判記録集(同)

KB9 をのぞき, 本論考で扱った裁判記録集手書本はウェブ閲覧可能である。ハウストン大学
ロースクールおよび歴史学部 英米法史サイト(AALT) <http://aalt.law.uh.edu/>

Seipp ポストン大学ロースクール年書ウェブ摘要 <http://www.bu.edu/law/seipp/>